

令和7年2月10日

お客様各位

株式会社 I-PEC

お知らせ

2025年4月1日施行の建築基準法及び建築物省エネ法の改正に伴い、法施行日前後は申請が集中することが予想されます。

つきましては3月中に確認済証を交付するための目安となる申請日を下記のとおりご案内いたします。

計画的な準備と早めの申請をご検討くださいますようお願いいたします。

【3月中に交付する木造一戸建ての住宅の事前申請期限の目安】

・四号特例建築物(構造計算書添付無し)

2025年3月7日(金)(消防同意が不要な場合は2025年3月12日(水))

・上記以外の建築物

2025年2月28日(金)(消防同意が不要な場合は2025年3月7日(金))

※調査報告書の発行に係る時間は見込んでおりません。

※上記は今年度内済証発行をお約束するものではありません。

※目安となるスケジュールは全ての事前申請図書が揃って提出されている場合に限りです。

なお、本予定は2025年2月10日現在のものであり、今後の申請件数により変更となる可能性があります。最新の情報を随時お知らせいたしますので、改めてご確認くださいませようお願いいたします。